

佐賀労働局発表
令和7年8月28日

【照会先】

佐賀労働局 労働基準部 健康安全課
健康安全課長 小林 克之
地方労働衛生専門官 迎 義則
(電話) 0952-32-7176

『第76回 全国労働衛生週間』を10月に実施します

期間：令和7年10月1日（水）～7日（火）
〔準備期間（9月1日（月）～30日（火））〕

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しているもので、今年で76回目になります。

毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間各事業場において、職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

今年は、

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

をスローガンとして、全国労働衛生週間を実施します。（資料1参照）

佐賀県内における脳・心臓疾患及び精神障害の請求件数は増加傾向です。また、令和6年度の「精神障害に係る労災決定件数」は、前年度と比べて**9件増加**しました。（資料2参照）

そのため、各地区における事業主説明会において、ストレスチェック等に関する特別講演を行うこととしております。

なお、令和6年の佐賀県内における定期健康診断の有所見率（異常所見のあった者の割合）は、**62.2%で過去最高**となり、全国平均より2.8ポイント高くなっています。（資料3参照）

このような状況を踏まえて、佐賀労働局（局長 城寿克）、各労働基準監督署では、全国労働衛生週間の期間及び準備期間中に、

- ・ 各地区において事業主説明会（全国労働衛生週間説明会）の開催
- ・ 化学物質等の有害物を取扱う事業場に対するリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施促進を念頭に置いた監督指導等

を行うほか、

- ・ 事業場における安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進

- ・ 作業環境管理・作業管理・健康管理(労働衛生3管理)の推進
 - ・ 労働者への安全衛生教育の徹底
- などの取組を呼びかけることとしています。

参考

佐賀県内の各地区で行う事業主説明会（全国労働衛生週間説明会）の開催日程

地区	日時	場所	特別講演
佐賀	令和7年9月16日(火) 13:30～	アバンセ (佐賀市天神3丁目 2-11)	「企業の沈黙が社員を追い詰める ～『笑顔の裏にあるSOS』カスハラとメンタルヘルスの関係と対策～」 (講師:佐賀産業保健総合支援センター産業保健相談員、労務・安全衛生総合コンサルタント 河野 智章 氏)
鳥栖	令和7年9月18日(木) 13:30～	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町 1819)	「企業の沈黙が社員を追い詰める ～『笑顔の裏にあるSOS』カスハラとメンタルヘルスの関係と対策～」 (講師:佐賀産業保健総合支援センター産業保健相談員、労務・安全衛生総合コンサルタント 河野 智章 氏)
唐津	令和7年9月3日(水) 13:30～	唐津市文化体育館 (唐津市和多田大土井 1-1)	「健康診断結果票の見方と実務への活かし方」 (講師:医療法人博友会堀田病院 岡田 倫明氏)
武雄 鹿島	令和7年9月4日(木) 13:30～	鹿島市生涯学習センター エイブル (鹿島市)大字納富分 2700-1	「ヒヤリ・ハットが増える前に」～エイジフレンドリーガイドラインから考える高年齢者の安全を守る環境改善と職場設計～」 (講師:株式会社 SUMCO 全社産業医 彌富美奈子 氏)
伊万里 有田	令和7年9月4日(木) 13:30～	焱の博記念堂 文化ホール (西松浦郡有田町黒川甲1788)	「職場のメンタルヘルス対策を進めるために、ストレスチェック検査結果の効果的な活用方法を考える！」 (講師:佐賀産業保健総合支援センター産業保健相談員 家永 佐智子氏)

各地区申込・問合せ先

佐賀・鳥栖

佐賀労働基準監督署

受付サイトにて申込（令和7年9月9日（火）まで）

受付サイトからの申込みができない方は佐賀労働基準監督署へ電話申込ください
電話 0952-38-5411（担当：安全衛生課）

		【佐賀会場】	【鳥栖会場】
		開催日：9月16日	開催日：9月18日
受付サイト	説明会番号	141-001-0021	141-001-0022
	QRコード		

唐津

唐津労働基準監督署

受付サイトにて申込（令和7年8月31日（日）まで）

または唐津労働基準監督署へ電話申込

（電話：0955-73-2179（担当：菊谷））

唐津・申込



武雄・鹿島

武雄労働基準監督署

事前申込不要

（電話：0954-22-2165）

伊万里・有田

伊万里労働基準監督署

受付サイトにて申込（令和7年8月28日（木）まで）

または伊万里労働基準監督署へ電話申込

※当日参加も可能

（電話：0955-23-4155（担当：丸尾））

伊万里・申込



※詳細は、佐賀労働局「令和7年度全国労働衛生週間について」
特設ページをご覧ください。

特設ページ



令和 7 年度全国労働衛生週間実施要綱の概要

10月1日～7日（準備期間9月1日～30日）

スローガン

『ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場』

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 76 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要である。

他方、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数は、令和 6 年度には 1,296 件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。また、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数のうち、業務災害に係る精神障害による労災認定件数は令和 6 年度には 1,055 件と過去最多となっており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組の一層の促進が必要となっている。

特に、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を含めた労働者の健康確保や取組の推進が重要である。

化学物質による健康障害防止については、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS 分類）の結果、危険性・有害性があると区分された全ての化学物質を対象として、事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施する制度（自律的管理）が令和 6 年度に全面的に施行されている。今後も対象となる化学物質の数は順次拡大し、幅広い業種で対応が必要になることから、引き続き自律的管理の定着・推進に向けた取組が必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約 1,000 人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が 2030 年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、第 14 次労働災害防止計画（以下、「14 次防」という。）において、令和 5 年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計 8 つの重点を定め、労働災害防止対策を進めており、今年度で 3 年目を迎える。

これらに加え、令和7年5月に公布された労働安全衛生法等の改正法により、労働者数50人未満の小規模事業場に対してストレスチェックの実施が義務付けられた（施行日は公布後3年以内に政令で定める日）。また、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けることや、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士に実施させること等も新たに規定されている。

さらに、令和7年6月に公布された労働施策総合推進法の改正法により、治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じることが事業主の努力義務とされた（施行日は令和8年4月1日）。

また、職場における熱中症による死亡者数が3年連続で30人を超えている状況等を踏まえ、熱中症による死亡災害の減少に向けて、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、これらの体制や手順の関係作業員への周知を内容として労働安全衛生規則を改正し、令和7年6月1日に施行されたところである。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場

3 期 間

- (1) 本 週 間：10月1日 ～ 10月7日
- (2) 準備期間：9月1日 ～ 9月30日

4 事業場の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間（10月1日～10月7日）中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間（9月1日～9月30日）中に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

・重点事項

- ア 過重労働による健康障害防止のための総合対策
- イ 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- ウ 小規模事業場における産業保健活動の充実
- エ ガイドラインに基づく治療と仕事の両立支援対策の推進
- オ 女性の健康課題の理解促進
- カ 労働者の作業行動に起因する労働災害（転倒・腰痛災害）防止対策
- キ 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進
- ク 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策
- ケ テレワークでの労働者の作業環境、健康確保等の推進
- コ 化学物質による健康障害防止対策
- サ 石綿による健康障害防止対策

表 1 脳・心臓疾患の労災補償状況

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
脳・心臓疾患	請求件数	2	4	6	6	12
	決定件数 注 1	2	2	4	4	7
	うち支給決定件数 注 2	0	0	2	3	3
	[認定率] 注 3	[00.0%]	[00.0%]	[50.0%]	[75.0%]	[42.9%]

注 1 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

3 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。

表 2－1 精神障害の労災補償状況

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
精神障害	請求件数	17	15	19	31	17
	決定件数 注 1	21	14	10	20	29
	うち支給決定件数 注 2	7	5	6	10	9
	[認定率] 注 3	[33.3%]	[35.7%]	[60.0%]	[50.0%]	[31.0%]

注 1 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

3 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。

表 2－2 精神障害の出来事別決定及び支給決定件数一覧

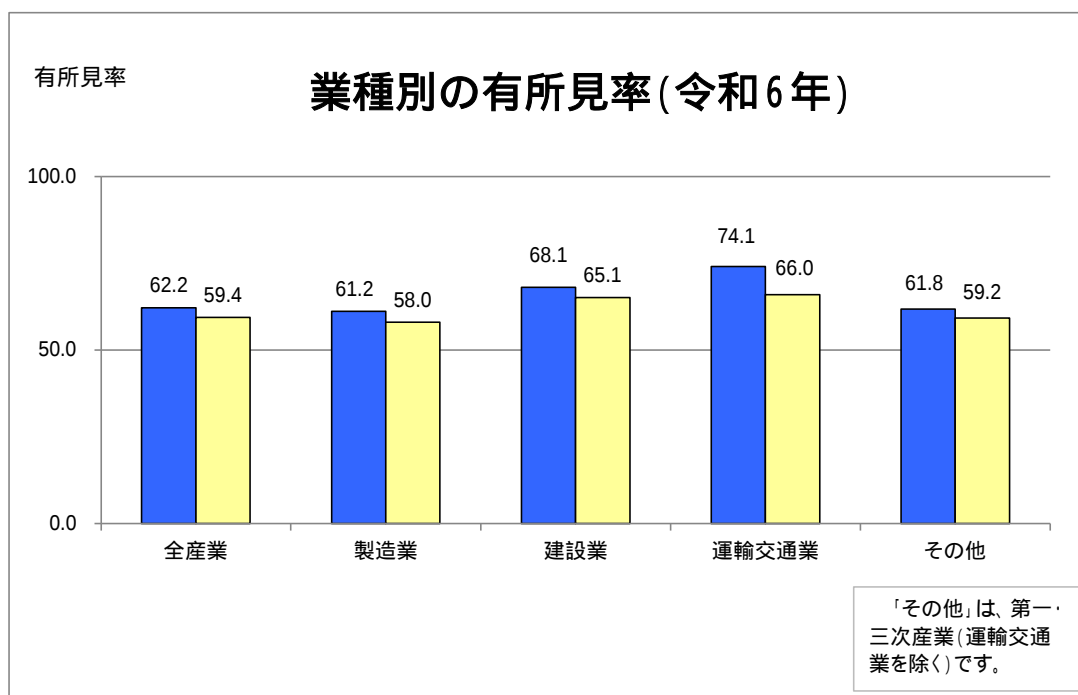
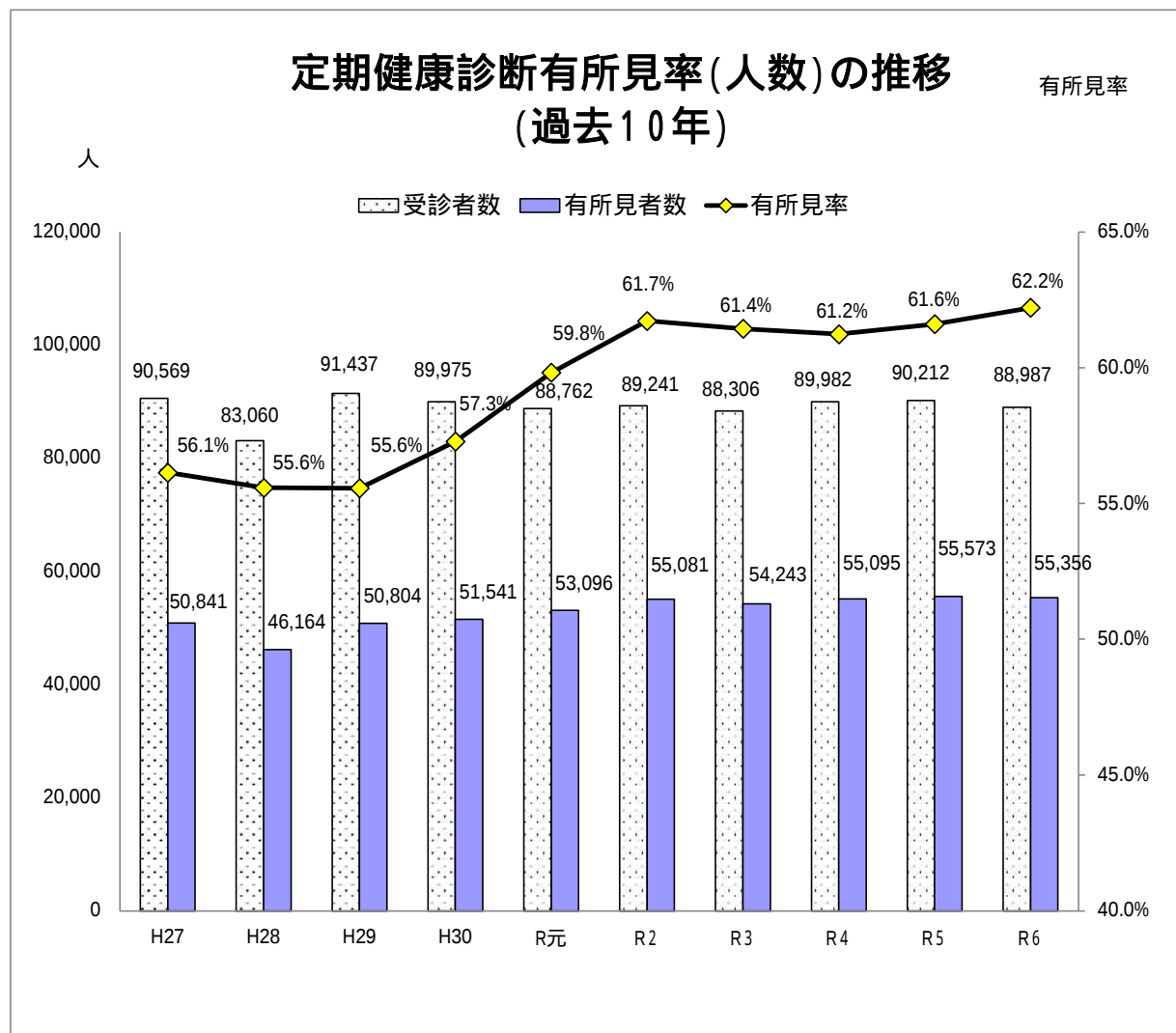
出来事の種類	具体的な出来事 注1	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		決定件数	うち支給決定件数	決定件数	うち支給決定件数	決定件数	うち支給決定件数
1 パワーハラスメント 注1	パワーハラスメントを受けた	1	1	3	1	2	1
2 セクシャルハラスメント	セクシャルハラスメントを受けた	1	1	2	2	6	2
3 事故・災害の体験	(重度の) 病気やケガをした	1	0	3	2	1	0
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	0	0	0	0	0	0
4 役割・地位の変化等	退職を強要された	0	0	0	0	1	0
	配置換えがあった	0	0	0	0	1	0
5 仕事の失敗、過重な責任の発生等	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	0	0	0	0	0	0
	業務に関連し、違法行為を強要された	1	1	0	0	0	0
	新事業の担当になった、会社の立て直し担当になった	0	0	0	0	0	0
	顧客や取引先からクレームを受けた	0	0	0	0	2	1
6 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の (大きな) 変化を生じさせる出来事があった	0	0	2	1	3	1
	1か月に80時間以上の時間や労働を行った	0	0	0	0	1	1
	2週間以上休むことによって勤務業務を行った	1	1	1	1	0	0
7 対人関係	同僚等から、暴行又は(ひどい) いじめ・嫌がらせを受けた 注2	1	1	2	1	0	0
	上司とのトラブルがあった	3	1	5	0	7	0
	同僚とのトラブルがあった	0	0	0	0	1	0
8 その他	その他	1	0	2	2	4	3
合 計		10	6	20	10	29	9

注 1 令和 2 年 5 月 29 日の認定基準の改正によりパワーハラスメントが追加された。

2 同改正により、「(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」から変更された。

定期健康診断有所見率等(人数)の推移

佐賀労働局



資料:定期健康診断結果報告(佐賀労働局)

定期健診有所見率＜佐賀県・全国＞

【全産業】

